

令和2年度における
市民参加対象事項の取組実績に対する
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和3年5月31日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議
会 長 加 藤 研 一

令和3年5月26日に市民参加推進評価会議の書面表決をし、令和2年度における市民参加対象事項の取組実績に対する評価結果をまとめましたので報告します。

1 市民参加の対象について

安城市市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）の条例第6条で規定される次の4項目について審議を行いました。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

2 市民参加の方法について

条例第7条で規定される、市が市民参加を求める場合の市民参加の方法及び条例第8条で規定される、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目のうち1以上の方法により適切に行われていることを審議しました。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

3 評価結果

令和2年度に市が取り組んだ市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 予定どおり実施されていたか	○：予定どおり	△：おおむね予定どおり	×：予定どおりでない
(2) 市民参加の回数等は十分であったか	○：十分である	△：おおむね十分である	×：十分でない
(3) 市民の意見を反映させていたか	○：反映していた	△：おおむね反映していた	×：反映していない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	自治基本条例の改定	(1)	○	健幸=SDGs課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	安城市DX推進計画の策定	(1)	△	経営情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	安城市国土強靱化地域計画の策定	(1)	△	危機管理課
		(2)	△	
		(3)	△	
4	安城市障害者福祉計画の策定	(1)	○	障害福祉課
		(2)	△	
		(3)	○	
5	あんジョイプラン9の策定	(1)	○	高齢福祉課
		(2)	○	
		(3)	○	
6	安城市企業立地推進計画の策定	(1)		商工課
		(2)	△	
		(3)	○	
7	第2次安城市環境基本計画の策定	(1)	○	環境都市推進課
		(2)	△	
		(3)	△	
8	第2次安城市雨水マスタープランの策定	(1)	○	土木課
		(2)	△	
		(3)	△	
9	安城市建築物耐震改修促進計画の策定	(1)	△	建築課
		(2)	△	
		(3)	△	
10	第4次安城市生涯学習推進計画の策定	(1)	○	生涯学習課
		(2)	△	
		(3)	△	
11	安城市文化振興計画の策定	(1)	○	文化振興課
		(2)	○	
		(3)	○	

4 対象事項への意見等

No.1 対象事項名 自治基本条例の改定（健幸=SDGs課）	
【事業の概要】 安城市自治基本条例第26条の規定により、5年に1度の検証を実施する。	
質問・意見等	回答
令和元年度6回に至る審議会を経て、2年度パブリックコメントが予定どおり実施されており問題ないが、提出者が1名というのは改善の余地があります。	（市民協働課） 市民に関心をもっていただけるよう、パブリックコメントの認知度向上に努めます。
パブリックコメント提出者が一人というのは、十分ではないです。市民が参加しない理由を考えてほしいです。	
審議会6回開催されているが、市民理解という点では啓発活動が次年度への期待になっているのではないのでしょうか。	市民に関心をもっていただけるよう広報に力を入れて取り組んでまいります。
想定件数に至らなかったこと、条例の内容に応じた意見が出てこなかった理由を検証し、改善につなげてほしいです。	市民に関心をもつていただくとともに、市民に分かりやすいものとなるよう広報に力を入れて取り組んでまいります。
本条例は市の最高規範であることを考えれば、よりわかりやすい標記、表現にし、市民が親しみやすくするのも重要だと思います。意見は法制執務的であるから意見反映の必要はない。で片付けられてしまうと、ますます自治基本条例が市民感覚から遠くなり、周知されないと感じます。	市民に条例の理解がされやすいよう逐条解説を作成しておりますので、今後はこの周知に取り組んでまいります。 一方、条例の改正に当たっては法制執務上のルールに則る必要があることをご理解ください。

No.2 対象事項名 安城市DX推進計画の策定（経営情報課）	
【事業の概要】官民データ活用推進基本法第9条に基づき計画を策定する。	
質問・意見等	回答
他のアンケートの有効活用は有益な手法と考えますが、パブコメ提出0はPRに改善の余地があります。	計画策定を行うにあたり、他のアンケートやeモニターの活用に加え、より幅広い意見を聴くためパブリックコメントを実施しました。 また、安城市官民データ活用推進計画としてパブリックコメントを行いました。意見募集期間中に国において自治体DX推進計画が策定されたため、安城市DX推進計画へと修正を行い、令和3年4月に改めてパブリックコメントを実施しております。
パブリックコメント提出者が0というのは、十分ではないです。市民が参加しない理由を考えてほしいです。	（市民協働課） 市民に関心をもってもらえるよう、パブリックコメントの認知度向上に努めます。
アンケートの調査方法が変更されていますが、それによって意見が偏ったりしていないでしょうか。	他のアンケートやeモニターの活用に加え、意見の偏りを少なくし、より幅広い意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。
「広く市民の意見を聴く」そして具体的にという観点が希薄に感じられます。今年度に期待します。	計画自体に変更が生じたため、令和3年4月に改めて安城市DX推進計画としてパブリックコメントを実施しております。個別の事業を進めるにあたっては、利用者等の声や意見を反映できるよう努めます。
当初予定のないパブリックコメントまで行ったが意見0件で、アンケート、eモニターの配布数が不明、一部では十分かどうか評価できません。しかもDX計画のために行ったものでないとの注記があり、これでは実績として認められないと思います。	当初は個別のアンケートによる意見集約を行う予定をしていましたが、他のアンケートやeモニターの活用に加え、より幅広い意見を聴くためパブリックコメントを実施しました。 また、安城市官民データ活用推進計画としてパブリックコメントを行いました。意見募集期間中に国において自治体DX推進計画が策定されたため、安城市DX推進計画へと修正を行い、令和3年4月に改めてパブリックコメントを実施しております。

No.3 対象事項名 安城市国土強靱化地域計画の策定（危機管理課）

【事業の概要】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づき、安城市国土強靱化地域計画を策定する。

意見	回答
<p>現行の防災会議では、地域計画の策定を審議するには限界があります。ただし、自主防災会で地区防災計画を策定する過程で見えてくることもあると思います。</p>	<p>国土強靱化地域計画は、本市の地域強靱を進めていく上で最も重要な計画であるため、本市の防災行政における重要機関である防災会議にて意見を伺いました。一方で地区防災計画は地域の自助共助に資することを目的とした計画であり、令和3年度から作成を支援しています。地区防災計画の作成過程で得られた地区の知見や課題について、行政の取組みで改善できるものがあれば国土強靱化地域計画に反映できるよう検討していきたいと考えております。</p>
<p>コロナ禍でワークショップ未実施は残念です。「体制を整えば」ではなく、知恵を出してワークショップはやってほしいです。</p>	<p>国土強靱化地域計画の策定にあたり、国予算の重点化・要件化の関係から、計画策定までの期限が令和2年夏までと短期間であったことに加え、コロナ禍の状況を考慮し、ワークショップに代えてパブリックコメントや意見募集の実施とさせていただきました。</p>
<p>減災まちづくり研究会参加団体が配布数及び回収数が不十分です。コロナ禍だからこそ、研究会中止でも意見を集めることが重要です。</p>	<p>上記のとおり、安城市減災まちづくり研究会への意見募集は全体の約7割強に相当する60団体に送付しています。また、意見募集のアンケートは回答必須ではなく、意見等がある方に回答していただく形式で実施しました。</p>
<p>防災会議の年度毎の実績が無しとは理解できません。設置根拠が法律・条例で決められているにもかかわらず実績が無いのは、税金の無駄遣い、行政の怠慢ではないですか。また、幹事会を2回、作業部会を4回開催とありますが、減災まちづくり研究会は開催されておらず、市民の意見が反映されたとは思えません。しかも、意見募集も予定の78部が20部、回収率90%が5%では話になりません。</p>	<p>国土強靱化地域計画の策定にあたり、毎年度毎の防災会議の開催実績は求められておりません。一方で、安城市地域防災計画については災害対策基本法第42条に規定に基づいて安城市防災会議が作成しており、この計画の策定・修正においては年度毎に防災会議の開催実績があります。</p> <p>また、安城市減災まちづくり研究会は国土強靱化地域計画作成のための審議会ではなく、本市の防災減災の向上に活動いただいている団体として意見を伺いました。なお、意見照会については回答必須ではなく、意見等がある方に回答していただく形式で実施しました。</p>

	意見募集については、令和2年度3月の調査では配布実績を20としていましたが、実際は60であったため訂正します。
コロナの為、アンケートから意見募集メールに切り替えたと思われませんが配布予定数が78から20と激減しているのが気になります。	令和2年度3月の調査では配布実績20としていましたが、実際は60であったため訂正します。
委員の男女比がアンバランスではないでしょうか。	増員ではなく比率の改善を検討していきたいと考えております。
女性委員を増員してほしいです。	安城市防災会議の構成人数については安城市防災会議条例で上限が規定されておりますので、増員ではなく比率の改善を検討していきたいと考えております。

No.4 対象事項名 安城市障害者福祉計画の策定（障害福祉課）	
【事業の概要】	
障害者基本法第11条及び障害者総合支援法第88条並びに児童福祉法第33条に基づき安城市障害者福祉計画を策定する。	
質問・意見等	回答
女性委員を増員してほしいです。	策定委員は外部の愛知労働局（ハローワーク）、衣浦東部保健所等に依頼する分があり男女比は均等化できない場合があります。公募委員の選出の際には男女共同参画が図られるよう引き続き配慮していきます。
“意見集約”を考えれば、パブリックコメントは複数回必要であると思います。	計画素案の作成に必要なため、パブリックコメントの実施は、年度の後期で実施しております。時間的な制約から複数回の実施は行っておりませんが、自立支援協議会や関係団体等懇話会を通じて、関係者や当事者の皆さま等広くご意見をいただけるよう努めております。
審議会、パブリックコメントとも予定通りで、意見の反映もあり十分であると思います。ただ、パブリックコメントの意見が7件あったのに策定委員会が1回のみであったのは残念です。	パブリックコメントでいただいたご意見は策定委員会の中で十分に議論されるよう努めてまいります。
令和元年度のアンケートに続き、令和2年度のパブリックコメントも成果が上がっています。審議会もコンスタントに開催。作業部会が機能している結果といえます。	
周知方法に福祉に関係する場所が追加されている点はよいと思いました。	

No.5 対象事項名 あんジョイプラン9の策定（高齢福祉課）	
<p>【事業の概要】 介護保険法117条及び老人福祉法20条の8に基づき、高齢者に関する福祉施策全般の方針となる「高齢者福祉計画」及び介護保険事業運営の基本となる「介護保険事業計画」を策定する。</p>	
質問・意見等	回答
<p>“引き続きテーマを絞ったアンケート”を実施してはと思います。</p>	<p>アンケートについては、高齢者の生活実態を把握するために必要な質問項目を設定し、適切に実施していきます。</p>
<p>介護家族や地域のあり方などのテーマもあり、専門職のワーク以外にも、市民・家族を中心とした回があってもよかったですのではないのでしょうか。</p>	<p>ワークショップについては、専門職や現場の方の意見を取り入れることにより、既存事業をより効率的に運用することを主な目的として開催しました。</p>
<p>審議会、パブリックコメント、ワークショップとも予定通りで、意見の反映もあり十分であると思います。ただ、ワークショップの人数が予定より10人少ないのに市民公募がなかったのは残念です。</p>	<p>一般市民からの意見については、アンケート調査により収集できていると考えておりますが、今後、ワークショップのテーマによっては一般市民・家族を中心とした回の開催も検討します。</p>
<p>令和元年度のアンケート成果に続き、2年度審議会、パブリックコメントも、ワークショップも多数参加で実績を上げています。</p>	
<p>「アンケート調査で40歳以上の市民からの意見を取り入れ計画に反映する努力」素晴らしいことです。やる気ができました。</p>	

No.6 対象事項名 安城市企業立地推進計画の策定（商工課）	
【事業の概要】 総合計画に定める土地利用構想の実現を図るため、工業用地に関する土地利用計画の指針を策定する。	
質問・意見等	回答
企業、農業関係者だけでなく広く市民の意見を聞くために、パブリックコメントに加えアンケートの実施が必要ではないでしょうか。	本計画は、既に定めのある総合計画の土地利用構想を具体化したものです。 そのため、市民の皆様へはアンケートではなく、パブリックコメントという形で意見聴取をさせていただきました。
パブリックコメント、コーディネーターに企業訪問。農業委員会での意見聴取も多数実施され、「現場の声」の吸い上げにつないでいます。	
パブリックコメント、ヒアリングとも予定通りで、意見の反映もあり十分であると思います。	

No.7 対象事項名 第2次安城市環境基本計画の策定（環境都市推進課）	
【事業の概要】 安城市環境基本条例第9条に基づき、第2次環境基本計画を策定する。	
質問・意見等	回答
“第2次基本計画”が定まったので具体化のためにも、ワークショップの活用を重視して下さい。	公募選出の市民の方をはじめ、市民団体や関係機関の代表が委員となっている環境審議会において意見を求め、計画の推進に努めてまいります。
基本方針なので市民ワークショップは不要と書かれていますが、主旨から市民が次世代との対話が必要と感じます。	今後、環境施策の推進にあたり、意見聴取が必要な場合は、ワークショップなどを含めた手法を検討してまいります。
審議会の男女の比率がアンバランスではないでしょうか。	次回の委員選出時には、女性比率の向上に努めてまいります。
令和元年度のアンケートに続き、2年度パブリックコメント・審議会も開催できています。	
審議会、パブリックコメントとも予定通りで、意見の反映もあり十分であると思います。	

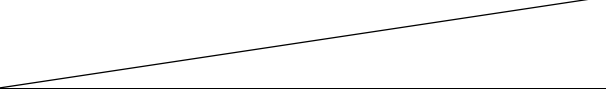
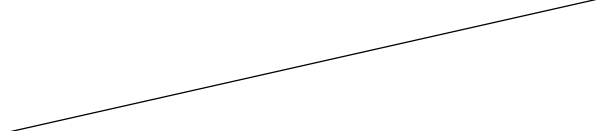
No.8 対象事項名 第2次安城市雨水マスタープランの策定（土木課）	
【事業の概要】 現行の安城市雨水マスタープランは、令和2年度で計画期間が満了するため、これまで取り組んできた雨水対策の課題を整理した上で、最新の知見や市民等の意見を参考に、第2次安城市雨水マスタープランを策定する。	
質問・意見等	回答
女性委員を増員してほしいです。	次期プラン策定時に検討します。
審議会の男女の比率がアンバランスではないでしょうか。	
令和元年度のアンケートに続き、2年度パブリックコメント4人から提出あり。審議会も3回開催されています。	
審議会の予定2回のところ3回、パブリックコメントも予定5件のところ、4人6件あり十分であると思います。	

No.9 対象事項名 安城市建築物耐震改修促進計画の策定（建築課）	
【事業の概要】 耐震改修促進法第6条に基づき、愛知県建築物耐震改修促進計画及び安城市地域防災計画との整合性のある計画として策定する。	
質問・意見等	回答
主旨から高年層の意見聴取がしやすい工夫も必要だったと思われます。	60代が全体の9.0%、70代が全体の7.2%となっており、高年層の方も回答いただいています。
当初予定のパブリックコメントが、国土強靱化計画のパブリックコメントが実施されたのでeモニターに代えたとありますが、ブロック塀について多くの意見が出たことを見ても本計画に対する関心は高いと考えられます。計画通り独自にパブリックコメントを実施すべきだったと思います。	耐震化の促進は、建築物耐震改修促進計画の上位計画に位置する国土強靱化計画に記載され、パブリックコメントも実施されています。今回は、市民参加の手法をeモニター制度に変更したことで、ブロック塀に関する多くの意見を聴取できたと考えています。
パブリックコメントについては、他部のパブリックコメントで代替しているが、eモニターでは多数の回収につながっており問題ないと思います。	

No.10 対象事項名 第4次安城市生涯学習推進計画の策定（生涯学習課）	
【事業の概要】 教育基本法第17条2項に基づき、第4次安城市生涯学習推進計画を策定する。	
質問・意見等	回答
作業部会から提案を受けた生涯学習プログラムは、計画策定又は推進においてどう扱われているのでしょうか。	作業部会から提案を受けたプログラムは計画推進の一部として、計画期間内の実施に向けて他の事業と調整を図りながら検討してまいります。
審議会、パブリックコメント、ワークショップと予定通り実施され問題ないと思いましたが、ワークショップ拡大作業部会が開催されておらず、人数も予定より少ない18人のみで行われており残念です。（予定になかったeモニターで十分な意見の収集ができたのであれば良いのですが、気になります。）	拡大作業部会では、市民団体に所属されている方に多くお集りいただき、意見をいただく予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大人数でのワークショップは中止とさせていただきました。今回の通常ワークショップにも市民団体所属の方に参加をいただいております。eモニターを含めて市民団体の意見も収集はできたとは考えております。
令和元年度のアンケートは低回収率に止まりましたが、2年度の審議会、ワークショップ、eモニターは成果がでております。	

No.11 対象事項名 安城市文化振興計画の策定（文化振興課）	
【事業の概要】 安城市の文化振興を推進する計画を策定する。	
質問・意見等	回答
令和元年度のeモニター・審議会に続き、2年度もパブリックコメント・審議会開催で、意見の反映もされています。	
審議会、パブリックコメントとも予定通りで、意見の反映もあり十分であると思っております。	

市民参加の推進全般に関するご意見等

質 問 ・ 意 見 等	回 答
<p>いくつかの計画で、新型コロナウイルス感染拡大防止で審議会、委員会を行わなかったとありましたが、国でも市の他の審議会でも十分な対策を講じて開催しています。新型コロナウイルスを理由に安易に市民参加の機会を奪うことの無いよう、オンラインや衝立を設置する、三密を回避して適切に換気を行うなど、知見に基づく対策を行って市民参加の機会をなくさないように実施していただきたいと思えます。</p>	<p>(市民協働課) 感染拡大を考慮し、中止をした審議会や委員会もありましたが、書面開催等、市民参加の機会を減らさないよう努めてまいりました。今後も、市民の皆様の安全を第一に考えつつ、万全の対策を講じ、市民参加を推進していきます。</p>
<p>女性の立場から必要な意見を出して頂けるよう女性委員を30%～50%にしてほしいです。市民の意が十分出る広報の仕方又いろいろな方法で意見を出し合える場を提供していただき、市民一人一人の声をしっかり吸い上げて、施策に反映し、市民の意見を聞いて、それをもとに計画作りができるといいと思えます。</p>	<p>(市民協働課) 第4次安城市男女共同参画プランでは、法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値(令和5年度)を30.4%に設定しており、令和3年4月1日時点では32.2%と目標値を達成している状況です。 今後も引き続き女性委員の登用及び市民参加を推進していきます。</p>
<p>パブリックコメントの認知度向上にどのように努められるかお聞かせください。</p>	<p>(市民協働課) 公民館等の公共施設において、啓発用の掲示物を用いるなど、効果的なPRに取り組みます。</p>
<p>ぜひ女性委員の比率改善お願い致します。</p>	
<p>コロナ禍にはありましたが、ほぼ予定をこなし、実績を上げてきていると思えます。</p>	

6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏名	職名	区分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	前田 末子	さんかく21・安城	市民団体
委員	浅井 紀博		公募市民
〃	蓮池 弓子		
〃	古居 敬子		
〃	松崎 興治郎		
〃	三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ 副理事長	学識経験者
〃	大見 礼恵	安城商工会議所青年部 安城元気フェスタ 特別委員長	公共的団体
〃	山下 眞志	安城市市民協働サポータークラブ 副会長	市民活動団体
〃	神谷 輝幸	特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会 エコネットあんじょう 理事長	

(任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日)